

北秋田まちづくり観光協会キャラクター「いせどん」利用規約

第1条 この要領は、北秋田まちづくり観光協会キャラクター「いせどん」(以下「いせどん」という。)のイラスト(以下「イラスト」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(イラストの利用に関する権利)

第2条 イラストの利用に関する一切の権利は、北秋田まちづくり観光協会(以下「まちづくり観光協会」という。)に属する。

(利用の許諾の申請等)

第3条 イラストを利用しようとする者(報道機関及び北秋田まちづくり観光協会は除く。)は、あらかじめ北秋田まちづくり観光協会の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾(以下「許諾」という。)を受けようとする者は、利用申請書を北秋田まちづくり観光協会に提出しなければならない。

3 北秋田まちづくり観光協会は、許諾の申請をした者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(許諾の手続)

第4条 北秋田まちづくり観光協会は、申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が北秋田市のPRに寄与すると認めるときに限り、許諾をするものとする。

2 北秋田まちづくり観光協会は、許諾には、イラストの利用方法等について、必要な条件を付することができる。

3 許諾の期間は、許諾の日から2年を超えないものとする。

4 許諾は利用申請書によるものとする。

(許諾の制限)

第5条 北秋田まちづくり観光協会は、許諾の申請をした者のイラストの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

(2) 協会の信用又は品位を害するおそれがある場合

(3) 第三者の利益を害するおそれがある場合

(4) 特定の個人、団体、法人(まちづくり観光協会を除く。)又は商品等を支援し、若しくは推薦し又はこれらを行うおそれがある場合。ただし、まちづくり観光協会のPRに特に効果があると北秋田まちづくり観光協会が認める場合は、この限りでない。

(5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表お蔽したものに利用されるおそれがある場合

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等に利用される場合

(7) イラストの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

(8) いせどんのイメージを損なうおそれがある場合

(9) イラストの変形を行う場合又は立体物でその表現がイラストから製作した立体物と認められない場合

(10) その他、北秋田まちづくり観光協会がイラストの利用が適当でないとする場合

(許諾を受けた者の遵守事項)

第6条 許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラストの利用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) その他、北秋田まちづくり観光協会の指示に従うこと。

(許諾内容の変更の申請)

第7条 利用者は、許諾の内容を変更しようとするときは、あらかじめ北秋田まちづくり観光協会の許諾を受けなければならない。

2 変更の許諾をした場合の変更後の許諾期間は、変更前の許諾期間の終期までとする。

(許諾の取消し)

第8条 北秋田まちづくり観光協会は、利用者がこの要領又は許諾若しくは変更の許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾又は変更の許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害については、利用者がその責めを負うものとする。

(利用料)

第9条 イラストの利用料は、無料とする。

(賠償責任等)

第10条 次に掲げる場合に生じた損害については、第8条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 北秋田まちづくり観光協会が許諾又は変更の許諾をしたことに起因し利用者に損害が生じた場合
- (2) 利用者及び報道機関が、利用者等の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合
- (3) 利用者及び報道機関が、イラストの利用に際して協会に損害を与えた場合

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、イラストの利用について必要な事項は、北秋田まちづくり観光協会が別に定める。

附 則

- (1) この要領は、令和4年4月23日から施行する。
- (2) 令和8年4月1日、一部名称の変更。

「観光物産協会」→「北秋田まちづくり観光協会」